

◎在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(令和三年三月三十一日法律第六号)

一、提案理由 (令和三年三月一〇日・衆議院外務委員会)

○茂木国務大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

改正の第一は、ベトナムに在ダナン日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることであります。

改正の第二は、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することあります。

改正の第三は、在勤基本手当の月額について内部の他の職員との関係で必要と認められる範囲内において必要な調整を行うための措置を定めることあります。

改正の第四は、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給開始年齢を改めることあります。

以上の改正内容のうち、在勤基本手当の改正及び調整、並びに子女教育手当の支給開始年齢の改定につきましては、令和三年度予算案に計上しているため、四月一日に実施する必要があります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

二、衆議院外務委員長報告 (令和三年三月一八日)

○あべ俊子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、

ベトナムに在ダナン日本国総領事館を新設すること、

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、

在勤基本手当の月額について部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において必要な調整を行うための措置を定めること、

在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給開始年齢を四歳から三歳へ引き下げること

などあります。

本案は、去る九日外務委員会に付託され、翌十日茂木外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。昨十七日に質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告 (令和三年三月二六日)

○長峯誠君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、在外公館として在ダナン日本国総領事館を新設すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、在勤基本手当の月額について、部内の他の職員との関係で必要と認められる範囲内において必要な調整を行うための措置を定めること等について規定するものであります。

委員会におきましては、在ダナン日本国総領事館新設の意義、在外公館に派遣される職員に対する研修の在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。